

水丸くんだより

水道課がお届けする水道に関する情報誌です



Vol. 1
西之表市
水道課

はじめに…

水道課では水丸くんだよりを通じて、みなさまに水道に関する情報を提供していきたいと考えています。水道に関する質問等がありましたら水道課までお寄せください。

給水装置は、あなたの財産です

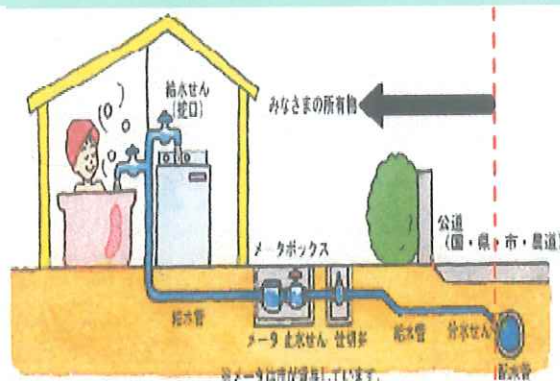
○水道本管（配水管）から分岐して建物などに引き込まれている給水管（給水装置）は、水道メータを除く全てが建物の所有者等の財産です。

○給水装置の新設、改造、修理などの維持管理は、お客様が行わなければなりません。

なお、メータボックスもお客様の財産です。

破損等が生じた場合は、お客様で取替えをお願いします。

※水道メータから内側だけがみなさまの管理ということではありません。



水漏れは早めに修理しましょう（水は限りある資源です）

○水を全く使用していない状態（全ての蛇口を閉めた状態）で水道メータの『パイロット』が回っている場合は、漏水の恐れがあります。

漏水と思われる場合は、次のような状態があります。

- ・配管にてある付近の壁や地面が常に濡れている。
- ・蛇口等に耳を近づけると「シュー」と音がしている。
- ・給湯器や太陽熱温水器等の器具類に異常があり、水漏れしている。

○パイロットが回転している時は市役所水道課へ連絡するか、直接「市指定給水装置工事事業者」へ修理の依頼をしてください。（水道課で漏水の修理は行いません）

※漏水などの異常を早期発見するために、日頃からご自身でメータの確認をしてください。

【水道メータ】



パイロット

一部集合住宅等では、形状の異なるメータもあります。

水道の新設・増設・撤去・修繕は、「市指定給水装置工事事業者」に依頼してください。

市指定給水工事事業者は、工事にあたって必要な手続きをみなさまに代わって行います。また、市指定給水装置工事事業者以外が工事を行うと、無資格・無届工事となり、給水条例により水を止められたり、工事のやり直しや、過料を科せられたりする場合がありますので、ご注意ください。

西之表市水道指定給水装置工事事業者名簿

事業所名	電話番号	事業所名	電話番号	事業所名	電話番号
(有)うすもと金物店	22-0961	(株)ディクシス	099-801-6195	(株)大脇設備	26-6681
(株)稲盛機工店 熊毛営業店	23-0652	明和設備	22-2147	フルカワ住宅設備	25-0088
大木建設(有)	22-0509	JTM設備機工	23-8817	原口水道	22-2207
(有)小倉燃料	22-1315	(株)三栄石油商会	22-1251	沖田電設	23-2715
(有)サメシマ商事	22-0902	藤田建設興業(株)	22-0139	牛嶋産業(株)	22-0296
新栄設備工業(株)	22-0692	睦建設(株)	22-0632	(株)土屋電気商会	22-1569
ソエタニ電気	23-2906	(株)熊建	23-2565	中道石油	25-0202
竹之内ボイラー設備	23-2556	(有)高橋建設	23-4977	(有)折口興業	25-0775
東建設工業(株)	22-0219	(有)中村水道土木	26-0722	(有)岩坪土木	26-1950
(有)堀総合設備	23-8025	(有)池山建設	27-0390	平田設備サービス	22-1937
(有)牧電設	23-2112	(有)田中建設	23-8561	遠藤商会	090-1168-1064
(有)松島建設	22-0290	(株)稲盛機工店	099-258-3341	めぐみ設備	090-2391-6971
ミサキ設備	23-1621	(有)興土木工業	23-0198	(株)西田工業	23-3311
(有)皆越組	22-0284	(株)仲林建設	23-1418	幸彩水建(鮫島 卓)	090-4773-6420
種子島石油(株)	23-1200	(有)中種子水道設備工業	27-0153	熊野設備	090-5381-7319
(有)山館設備工事	0193-67-2888	竹原建設工業(株)	23-1521	徳永住宅設備	26-0136

水道に関する手続きについて

◆水道の使用を開始するときや中止するときなどは、3 日前までに水道課へ届け出てください。

- ◎転入・転居等で新たに水道を使用するとき（使用の開始）。
※届出をせずに水道を使用した場合、みなさまに不利な取り扱いとなる場合があります。
- ◎転居等で水道の使用をやめるとき（使用の中止）。
- ◎長期間（3 ヶ月以上）水道を使用しないとき（使用の中止）。
※届出がない場合は水道を使用しなくても基本料金を請求することになります。
- ◎水道の利用者が変わるとき（利用者の変更）。
- ◎水道の所有者が変わるとき（所有者の変更）。
- ◎水道料金の支払い方法を変更するとき（支払い方法の変更）。

西之表市ホームページから
電子申請もできます。

水道料金のお支払いについて

水道料金は、毎月月末が支払期限です。期限内にお支払いください。
支払い期限を過ぎますと翌月 20 日に督促状発送に合わせ督促料金（100 円）が発生します。
その後、延滞金（年利 14.6%）が発生しますのでご注意ください。

◆水道料金のお支払いは、口座振替が便利です。

水道料金の口座振替の引き落とし日は、毎月 26 日です。（土・日・祝日のときは、翌営業日になります。）
残高不足等で引き落としできなかった場合は、振替不能となりますので、再度翌月 10 日に引き落とししますが、再振替でも引き落としできなかった場合は、直接水道課窓口でお支払いいただくことになります。
水道課から振替不能の通知をしませんので、口座の通帳記載や検針票の下部、口座振替済書兼領収書にてご確認ください。
※口座振替のお手続きは、市内各金融機関の窓口で行ってください。
（お手続きの際は、水道の「お客様番号」が必要になります。予め検針票等で確認してください。）

◆コンビニ・アプリ決済サービスで水道料金のお支払いができます。

コンビニ支払：毎月ご自宅に届く納付書で全国のコンビニレジカウンターにてお支払いができます。（納付書記載の店舗に限ります。）
アプリ決済：納付書のバーコードをスマートフォン決済アプリのカメラで読み込む仕組みで、いつでもどこでもお支払いができます。
※どちらも納入期限を過ぎると取り扱いができません。期限を過ぎた場合は、直接水道課窓口でお支払いいただくことになります。
※水道料金のお支払い方法が口座振替・集金になっている方はご利用できません。

●ご利用可能なアプリ決済サービス

LINE Pay 請求書支払い	PayPay	au PAY	Rakuten 楽天銀行	pb PayB	ゆうちょ Pay
LINE Pay 請求書支払い	PayPay 請求書支払い	au PAY (請求書支払い)	楽天銀行 コンビニ 支払サービス	PayB	銀行 Pay (ゆうちょ Pay 等)
※奨学金を除く	※奨学金を除く	※奨学金を除く			

※アプリ決済サービスをご利用した場合、納付書は納付完了後も手元に残ります。同一でないアプリ決済サービスやコンビニ、金融機関等で再度納付すると、重複納付が発生しますのでご注意ください。また、アプリ決済サービスでは、領収書が発行されないため領収画面の印刷、保管をするなど個人での管理をお願いします。

※アプリ決済サービスはチャージ残高でのお支払いとなります。クレジットカードと連携したお支払いはできません。

メータ管理について（メーターボックス内の清掃をお願いします。）

最近、泥や汚水・雨水等がボックスの中に入り込み、水道メータが埋まっているなどの事例が増えています。
水道メータは、いつも正しい検針ができるように見やすく清潔にしておいてください。

メータボックス・止水せんを設置し、適切な管理をお願いします。

水道メータは、8 年に 1 回、水道課の負担で更新を行います。

一部、集合住宅等の電子メータについては所有者の負担で更新をする必要があります。また、止水せんの不良などにより水道メータの交換ができない場合、改善をお願いすることになります。

メータボックスの上には、
車や物を置かないように
してください。



犬は放し飼いにせず、出
入り口やメータボックスか
ら離れた場所につないで
下さい。



メータボックス内は、水道メ
ータが見やすいように、いつ
もきれいにして下さい。



家屋の増改築の際にメータボ
ックスが床下にならないよう
に検針しやすい場所に移して
ください。



※再三の注意にもかかわらず検針できない状態が続いた場合は、給水を停止することがありますのでご注意ください。

メータは、給水契約時にメータ保管書を提出いただいたうえで貸与していますので、保管には十分注意するとともに、水道を使用しなくなった場合には、連絡をください。（メータを撤去いたします。）